

ノーモア・ヒバクシャ通信 第13号

発行 2013年11月22日

ホームページ <http://www.kiokuisan.jp/>

ブログ

<http://tkf-forum2011.blog.ocn.ne.jp/hibakusha/>

発行者 ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会
〒102-0085

東京都千代田区六番町15プラザエフ6F

Tel/Fax 03-5216-7757 (直通)

Email hironaga8689@gmail.com

郵便振替口座 00170-5-694752

(口座名義) ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産基金

★もくじ

- I. 11/2 「継承センターの基本構想」実現をめざすつどいの報告 P 1
- II. 11/16 第2回理事会の報告 P 4
- III. 12/14 「ヒロシマ・ナガサキを語り・受け継ぐつどい」のご案内 P 5
- IV. 本の紹介 「データを紡いで社会につなぐ - デジタルアーカイブのつくり -」
(渡邊英徳 著) P 6
- V. 関連イベントのご紹介
原爆裁判・下田判決50周年記念シンポジウムのご案内 (日本反核法律家協会) P 6

* 寄稿 会員の竹内良男さんの『2013 (戦後68年) 夏』を同封します。

I. 「継承センターの基本構想」実現をめざすつどいの報告

ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会は11月2日(土)、東京・四ツ谷のプラザエフで、「継承センターの基本構想」実現をめざすつどいを開きました。

岩佐幹三代表理事の「資料は活かされてこそ伝わっていく。その継承のためのセンター(拠点)として、皆さんとともに考えていきたい」というあいさつに続き、渡邊英徳さん(首都大学東京準教授)が「多元的デジタルアーカイブ」と題して特別公演を行いました。

インターネット上で多数の被爆者の顔写真や証言、数々の被爆写真を広島・長崎の街に三次元的に重ねたヒロシマ、ナガサキ・アーカイブを紹介しながらのお話は、若者と被爆者による協同作業やデジタル技術の可能性に目を開かれるものでした。書物や写真集では文脈を断ち切れバラバラだった情報が、地図の上に集められることで関連づけられ、時空を超えてリアルに立ち上がっていく様。また、被爆者の証言を集める作業を担った被爆地の高校生らの成長ぶりや、今まで誰にも話をしてこなかった被爆者が、次代を担う若者たちの訴えに心を開き、若者への期待と希望に満ちた感想を述べていた表情も印象的でした。

インターネット上に構築したデジタルアーカイブは、広島・長崎に興味をもってもらうきっかけで、パソコンで事前学習したうえで現地に来てもらうことが目標です。現地では歩きながらその風景に、スマートフォンを用いてタイムマシンのように時間を超え、被爆時の

写真を重ね合わせて見ることもできるようになっています。

「“継承”だけでは重くなりがちだが、証言を集めるだけでなく、インターネットをつうじて世界中の人びとに伝わるというゴールがあることで、インターネット世代に受け入れやすくなる」「一度公開したものは、それが魂をもったものであるかぎり、志をもつ人たちによって拡散され、消すことができなくなる。戦争の記憶など、消してはいけないものもある。日本はいま、誰も文句をいえない政治になりつつあり、あらゆるところから資料を集め、アーカイブ化すべき時代だと思う。デジタル技術の活用と、高校生・大学生が興味をもって意欲的にとりくめること、この二つが大事な両輪だ」という渡邊さんのお話から、継承する会の今後の活動に大きな示唆と刺激を与えていただきました。

「継承センターの基本構想について」の基調講演は、センター検討委員会の委員としてこの構想のとりまとめにあたってきた濱谷正晴さん（一橋大学名誉教授）が行いました。

「被爆者たちの死と生、原爆とのたたかい（運動）を人類のあゆみ・歴史に刻むアーカイブ」である、というこのセンターの性格づけについて、濱谷さんは、パワーポイントを駆使しながら、〈記憶遺産〉〈継承〉〈アーカイブ〉という3つのキーワードから解き起こしていました。

1) 記憶遺産とは：ユネスコの「記憶遺産」の例（アンネの日記、ベートーベンの自筆楽譜等、歴史的に著名な個人の残したもの）とは異なり、原爆の真実は、被爆者ひとりひとりの心と体に表れています。ここでは、無名の死者・生存者が残した証言を人類の遺産にしていく、ということになります。

2) 継承とは：検討委員会の議論のなかで、当初の「資料センター」から「継承センター」へ名称が改められました。単に資料を集めるだけでなく、被爆者（生存者、死者）と継承者が出会い・学ぶ継承のための諸活動の「場」＝センターとなることが、一番の課題。若い人たちがもっと気軽に参加できる場にしていきたいと考えています。

3) アーカイブ（ズ）（ス）とは：重要記録を保存・活用し、未来に伝達すること（そのための施設、仕組み）。収蔵資料をデジタル化することによって、ネットワークを通じた利用も可能となります。すべての資料をここに集める必要はなく、既存施設等とのネットワークを活用していくことになるでしょう。

以上を前提に、継承センターが悉皆で集めるべき資料群の4つの柱が示されました。

1) 被爆者運動史資料、2) 原爆体験記、語り・講話、自分史、聞き書き（被爆時だけでなく戦後史を含む手記や出版物に掲載されなかった手稿も含む）、3) 原爆被害・原爆体験実態調査、研究資料、4)（被爆者が描いた）小説・詩歌・絵画・音楽ほか。日本被団協や各県被爆者の会がつくりあげてきた諸文書、在外被爆者の記録、被爆者運動のなかで実施されてきた調査資料、社会科学者らの努力（雑誌掲載や未出版論文も含む）、さらには現在進

められている日本被団協所蔵の運動史資料の整理作業風景や、書いた人の息遣いが伝わる手書きの調査票（原票）のいくつかも画像で紹介され、この会でなければ集めることが難しい貴重な資料の数々に、継承センターの役割が浮き彫りにされていきました。

このような機能をもつセンターには、継承・交流活動のスペース（被爆者のあゆみ・運動を伝える展示コーナーも）と記憶遺産スペース（資料庫（開架、保存）、検索・閲覧・視聴、資料調査・整理、スタジオ・ITなど）の2つのスペースが設けられます。収集した資料はデジタル化することによって、どこからでもアクセスが可能となり、センターに行かなくてもアクセスできるようになります。

センターの活動を支えるには、館長、広報・募金担当スタッフをはじめ専門家・技術者、アーキビスト・研究員のほか、広範なサポーターが必要です。また、設立・運営のための資金を、募金を中心に会費、事業活動、研究助成金、クラウド・ファンディングなどさまざまな手法を探りながら集めていく必要があります。施設については、はじめは既存の施設の活用も考慮に入れ、小さくとも段階を踏みながら拡充していくことも考えられます。

ではあらためて、いま、なぜ、このようなアーカイブスが必要とされるのでしょうか。「基本構想」パンフに記された次の5点を、2人の若手研究者（濱谷講演のPC操作を担当）がじっくり噛みしめるように朗読しました。（詳細はパンフ参照）

- 1) 被爆者に残された時間はわずか
- 2) 被爆者の長い時間をかけた経験と志を人類の歴史に位置づける
- 3) 資料を系統的に収集し記憶遺産として共有・発信する
- 4) 埋もれた研究・原資料を発掘し光をあてる
- 5) 戦争の歴史から人類のあゆみを転換する

このアーカイブス（ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産の継承センター）を樹立することは、〈核の犠牲になった人びと〉と〈未来に生きる人びと〉にたいし、私たちが果たす責務なのです。

最後に、濱谷さんは、ホロコーストの生き残りの第二世代であるエヴァ・ホフマンの言葉をひきながら、あらためて継承についてふりかえりました。

——「受け継ぐ者」「次の世代」とは、必ずしも子・孫（二世・三世）であるとは限らない。「同時代」「次の時代」「未来」に生きるすべての人びとといえる。過去に起きたことについての知識は、巨大な悲劇に直面し、亡くなっていった人たちに負っている。過去を語り継ぐことは、深く個人の物語に分け入る遺産であると同時に、人類の使命である。歴史的な変化の次の世代は、みな「蝶つがい」の役割を負っている。

資料はいつしか散逸・消失します。記録として保存され、中身を読み解き、伝える努力があって、はじめて人びとの記憶となり、遺産となりえます。わたしたちの継承センターがめざすのは、死者たちと出会い、被爆者たちが原爆に抗って生きてきたプロセス（生の営み、

運動)を記憶遺産として継承し、戦争がもたらす被害を受忍しない・させない世界、核兵器も戦争もない世界への「平和の砦」を築くことです。

つどいの参加者は60名余り。構想についての報告を受け、その具体化に向けた積極的な意見や要望が出されました。

○ 被爆者が亡くなると、遺族は資料を捨ててしまう。原資料として何が大事なのか、PRしてほしい。はっきり言って、とにかくお金が必要。私の同窓生もまだ誰一人会の存在を知らない。運動にしなければ、絶対につくれない。(東京・被爆者)

○ 被爆者の体験をうかがってきたが、青森では人数が半減してきている。本人が亡くなされたとき、ご遺族に手紙や小学生の感想文をくださいとは言えなかった。お話を聞いて、地元で進めていく動機付けになった。こういう形で活用し残していきたいと、センターのもつ世界的役割を伝えていきたい。(青森・協力者)

○ 基本構想にいたる歩みを聞いて、具体的なイメージができた。多元的デジタルアーカイブも、目からウロコだった。今日のような話を多くの人が聞かれたら、センターの意義が広がるだろう。(岡山・二世)

○ 資料を整理する段階でスキャニングし電子化してしまえば、検索は楽にできる。被団協調査の「人間」ということばを用いた証言(注:403例の証言を濱谷さんが再構成し、パワーポイントで紹介したもの)を読んで、必ずしも映像でなく、あの文字だけでもユーチューブに載せればインパクトがある、と思った。(神奈川・二世)

○ 被爆者でなければ語れないことを残すのは大賛成だが、こういう被害がなぜ起きたのか、原爆をなぜ落とされたのかも、柱の一つに位置づけてほしい。アメリカで証言したときに、子どもたちに「明日の語り手」になるにはどうしたらいいのかと聞かれ、勉強してほしいと答えた。彼らが勉強するときの資料として活用できるものにしたい。(長野・被爆者)

「継承センター基本構想」がつくられたことで、継承する会の目指しているところが目に見えるようになってきました。この構想の具体化には、多くの人々の支援・協力と莫大な資金が必要です。みなさんとともに、この「構想」を大いに活用しながら支援と共感の輪を広げ、実現に向けて知恵をしばり、力を出し合っていきたいと思えます。

「基本構想」は、会のHPからダウンロードすることができます。

<http://www.kiokuisan.jp/>

HP右部の「基本文書」から「継承センター基本構想」に入ってください。

II. 11/16第2回理事会の報告

11月16日(土)午後1時から4時10分まで、東京四谷主婦会館プラザエフ 5階会議室で第2回理事会が開催されました。

報告事項として、12月14日開催予定の「被爆70年へ ヒロシマ・ナガサキを語り・受け継ぐつどい」の案内、11月2日開催の「継承センターの基本構想」実現をめざすつどいの報告、資料収集作業グループの報告がされました。

審議事項として、(1)「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産の継承センター」の設立に向けて、(2)「原爆の反人間性に関するレポート」作成作業について、(3)会の紹介パンフレット企画について、(4)第2回定期総会日程(2014年5月17日(土)予定)について、協議しました。

なお、有原理事から『はだしのゲン』を教育現場からの撤去を求める動きについて報告があり、日本被団協と連名で「要望書」を提出することを確認しました。要望書は【資料1】をご参照ください。

Ⅲ. 12/14「ヒロシマ・ナガサキを語り・受け継ぐつどい」のご案内

10月19日に継承する会主催で「被爆の証言を聞くつどい」を開催しました。参加者は31名で4つのグループ分かれて被爆の証言を聞き、グループディスカッションを行いました。集会や講演会ではなく、少人数のグループディスカッションで被爆の証言を聞いたのは初めてという参加者が多く好評でした。

被爆70年に向けて全国的に聞き取りを呼びかける集会について、6月29日の「“ノーモア・ヒバクシャ”を実現するための実行委員会」に参加した団体、個人を中心に、各団体の夏の取り組みが一段落した9月以降、9月7日、21日、11月9日と打ち合わせ重ね、12月14日に「被爆70年へ ヒロシマ・ナガサキを語り受け継ぐつどい」開催する準備を進めてきました。

今回の「つどい」は被爆者とその受け継ぎ手が協力して、被爆者ひとりひとりの声に耳を傾け、語り合い、記録に残し、世界と未来に向かって地域から発信していくヒントにし得るように、という内容にしました。ぜひ、ご参加いただくとともに、添付の案内を活用して参加の呼びかけにご協力ください。

多くの方のみなさんの参加をお待ちしています。参加を希望される方はFAXまたはメールにてご連絡下さい。

なお、分散会1については、少人数での被爆証言の聞き取りを行うため、グループ分け、語り部のお願いの関係で、事前に大体の参加人数を集約したいと思います。11月末を第1次集約、12月7日を第2次集約とし、定員(50名前後 1グループ8名で6グループ)になり次第、分散会1の参加申し込みを締め切らせていただきます。

また「つどい」に向け最終となる第4回打ち合わせを下記日程および内容で行います。

日時：11月30日(土) 13:30～16:30

場所：愛宕山弁護士ビル(地下鉄 神谷町下車)

打合せの内容は

- (1) 当日の企画の確認（全体企画、活動報告、分科会・グループディスカッション）
- (2) 集会での呼びかけ文の確認
- (3) 「つどい」のあとの実行委員会（緩やかなネットワーク）の取り組みなどについて議論を進める予定です。

こちらも多くのみなさまの参加をお待ちしております。

IV. 本の紹介 「データを紡いで社会につなぐ - デジタルアーカイブのつくり方 -」

（渡邊英徳著、講談社現代新書、定価 840 円）

11月2日の「「継承センターの基本構想」 実現をめざすつどい」で特別講演をされた渡邊英徳先生（首都大学東京准教授）が「データと社会のかかわりについて知るための入門書」を出版。

「これまで論文などに書いてきた技術話はなるべく控えめにして、これまでに考えてきたこと、そして出会った人々とのつながりに焦点を当てて」、一般の人々にも分かりやすく書かれています。ぜひご一読を。

V. 日本反核法律家協会主催「原爆裁判・下田判決50周年記念シンポジウム」のご案内

広島・長崎への原爆投下から18年後、今から50年前。東京地裁の生んだ画期的な判決を、あなたは知っていますか？

「アメリカの原爆投下は、国際法違反」この判断は、その後の反核運動の支えとなり、国際的にも高い評価を得ています。

今、あらためてこの判決にたちかえり、核兵器のない世界に向け、何ができるのか、ご一緒に考えてみませんか？—

■第1部 基調講演 「原爆裁判」判決の歴史的意義—国際人道法の発展をふまえて—
(10:30~12:30)

松井芳郎（名古屋大学名誉教授）

■第2部 パネルディスカッション
(13:30~16:30)

パネリスト

朝長万左男（日本赤十字社長崎原爆病院長）

山田寿則（国際法学者）

小沢隆一（憲法学者）

田中熙巳（日本被団協事務局長）

川崎哲（ピースボート共同代表）

野口泰（外務省総合政策局軍備管理軍縮課長）

コーディネーター

内藤雅義（弁護士）

田部知江子（弁護士）

■第3部 映画「人間であるために」（107分）

（17：00～）

―戦勝国であるがゆえに、重大な国際法違反が問われない不正！

▼日時：2013年12月8日（日）午前10時開場

▼会場：明治大学リバティタワー1011教室

▼主催：日本反核法律家協会

▼連絡先：大久保賢一法律事務所 TEL：04-2998-2866

FAX：04-2998-2868

▼Facebook<https://www.facebook.com/events/596435870413757/>

▼HP<http://www.hankaku-j.org/schedule/index.html>

【原爆裁判・下田判決とは？】1955年（昭和30年）4月、広島の下田隆一さんら5人が、国を相手に損害賠償と

アメリカの原爆投下を国際法違反とすることを求めて訴訟を提起した。

1963年12月8日、東京地裁は原告の損害賠償を棄却したが、「アメリカ軍による広島・長崎への原爆投下は国際法に違反する」との判決を言い渡した。

ホームページの関連団体の＜関連団体＞から、こちらのシンポジウムの案内チラシを閲覧・ダウンロードいただけます。

要 望 書

練馬区教育委員会

内藤幸子委員長 殿

日本原水爆被害者団体協議会

ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会

私たちは貴委員会に対し、「『はだしのゲン』の教育現場からの撤去を求める陳情」などが提出されていることを知って、大変驚いています。

マンガ『はだしのゲン』は、原作者中沢啓治さんが広島市立神崎国民学校1年生だったときに被爆し、家族を失いつつも懸命に生きた被爆体験に、核兵器廃絶の願いを込めて描いた作品です。1973年に雑誌連載が始まって以来、日本中の子どもたちに愛読され、いまでは世界20ヶ国で翻訳出版され、世界中の子どもたちが原爆被爆の実相を知る良書として読み継がれています。

2007年5月にウィーンで開催された2010年核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議の第1回準備委員会で、日本政府代表団は会場内で『はだしのゲン』の英語版を展示し、外務省は英語版30冊を出版社から譲り受け、NPT加盟国やNGO団体に配布しました。

この事実は、『はだしのゲン』が被爆の実相を伝える文化財としてきわめて優れていて、誇りを持って次世代に薦めることのできる作品であることを証明しています。だからこそ、全国の小中学校などでこれまで数十年に渡って、読み継がれてきたのではないのでしょうか。

練馬区においても、引き続き子どもたちが『はだしのゲン』を学校などで読むことが出来るように、ご配慮くださいますようお願い致します。

日本原水爆被害者団体協議会

東京都港区芝大門1-3-5 ゲイブルビル9F

電話 03-3438-1897 FAX03-3431-2113

ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会

東京都千代田区六番町15 プラザエフ6F

電話・FAX 03-5216-7757